平成２３年（フ）第６１５号
新潟市中央区南長潟３番15号　スリーエスレジデンスＦ号、前住所新潟市中央区姥ヶ山５丁目14番27号
債務者　山田　三夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４３号
新潟県五泉市小栗山318番地
債務者　大堀　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５１号
新潟市江南区丸山182番地２、前住所新潟市江南区丸山185番地２
債務者　安彦　広美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５５号
新潟県燕市佐渡山5556番地の１、前住所新潟県燕市佐渡山4557番地３
債務者　野神與市郎
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５７号
新潟市東区藤見町１丁目１番１号　県営藤見町住宅310
債務者　佐々木美衣子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６５号
新潟市西蒲区巻甲4249番地７
債務者　樋口　和男
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６９号
新潟市秋葉区朝日208番地６　サンリバーアベニュー103号
債務者　関　　雄一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７８号
新潟市西蒲区巻甲2897番地１、前住所青森県つがる市森田町大館勝山111番地２
債務者　石井　正人
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７９号
新潟市西蒲区巻甲2897番地１、前住所青森県つがる市森田町大館勝山111番地２
債務者　石井　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８６号
新潟市中央区下所島１丁目１番７号　コーポ小泉15号
債務者　本城　英範
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
岐阜県多治見市新富町１丁目13番地、従前の住所岐阜県多治見市星ケ台２丁目107番地の１
債務者　太田　　惠
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５８０号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番36―105号
債務者　原田　正人
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９６号
大阪市住吉区南住吉２丁目14番20号　平成ハイツ壱番館303号
債務者　堺谷　法子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８４号
大阪市平野区喜連１丁目６番36号　シェアハウス中井527号
債務者　原田　　忠
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５９号
大阪市中央区松屋町３番20―505号
債務者　角谷　和之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０号
大阪市生野区鶴橋３丁目４番36号
債務者　水戸　利幸
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０号
大阪府豊中市小曽根４丁目10番23号、前住所大阪府豊中市小曽根３丁目12番６号
債務者　松尾まゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部